

受付期間は
4月1日～
6月30日

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付等の状況を都道府県知事等へ報告することが義務付けられています。

産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付等 状況報告書の提出はされましたか？

<対象者>

千葉県内に事業場が所在する産業廃棄物を排出する事業者
(建設現場及び中間処理業者を含む。)

※電子マニフェストを利用する事業者にあつては、この報告を行う必要はありません。

※千葉市、船橋市、柏市の区域に事業場がある場合は、それぞれの市長に提出します。

<報告対象>

平成28年4月1日から平成29年3月31日までに交付したマニフェストの交付等の状況

<報告期限>

平成29年6月30日

<提出方法>

○ちば電子申請サービスによる提出

千葉県ホームページ(トップページ)の「ちば電子申請サービス」から入力手続きを行ってください。

○紙様式による提出

様式第三号(法定様式)により正本1部を郵送又は持参により提出してください。

提出先:

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1 千葉県環境生活部 廃棄物指導課 指導企画班

※お手数ですが、封筒に「マニフェスト報告書在中」とご記入ください。

様式は下記ホームページからダウンロードできます。

<http://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/tetsuzuki/haisouhou/manifest101.html>